

市政報告

ヒットエンドラン通信



横浜市議員

竹内やすひろ

横浜市救急ワークステーションを視察

横浜市立市民病院再整備基本計画に基づき、横浜市民病院内に設置された救急救命士の教育拠点施設「救急ワークステーション」を遠山きよ



ひこ衆議院議員と公明党横浜市議員団にて視察をしました。

この施設は、救急救命士の教育体制の充実強化を図り、市民の皆様への安全・安心を守る取り組みの向上が目指されます。総務省消防庁の「平成24年度救急業務の在り方検討会」では、地域の救急業務の水準を高めるための教育方法として非常に有用な位置付けとされ、救急救命士の生涯教育を推進していく上で、重要な施設です。



機能:1 救急救命士の病院実習を集約／これまで複数の医療機関で実施していた病院実習を集約し、年間を通じて、効率的かつ効果的な研修を実施。

機能:2 専用施設及び専任職員による教育訓練／高度化する救急科都度に対応するため、専用施設の整備及び専任職員の配置によって、教育訓練の質の向上を図ります。また、救命救急センターに隣接した環境であることから、医師との顔の見える関係構築をし、救急医療に関する医師との相互理解を更に推進します。

機能:3 救急自動車を配置した医師同乗研修／救急現場で医師から直接指導を受けることで、救急隊員の教育機会の増加に繋がります。・医師が現場に出場することで、医師の救急活動に対する理解が深まり、救急隊員に教育すべき事柄も把握することができる。・重症事案等に対し、必要に応じて、医師が現場で早期医療介入することで、救命効果の向上につながります。

創造的イルミネーション 「ヨルノヨYOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION」

横浜市の、創造的イルミネーションは、公民連携の取り組みです。横浜らしさを感じさせる港やウォーターフロントを活用して、イルミネーションや光の演出を創造的に行います。世界から選ばれる夜の観光コンテンツを創出することを目指しています。今年は、横浜らしさを作り上げてきた“ひと・もの・文化の交差 (CROSS)” をテーマとしてイルミネーションイベント「ヨルノヨYOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION」を2020年11月20日(金)～12月26日(土)開催。ヨルノヨとは、

「夜の横浜 (よるのよこはま)」、「寄るのよ (よるのよ)、横浜」という言葉をもとに名付けられ、多くの方に夜の横浜の魅力を感じて頂きたい、横浜に立ち寄って頂きたいという思いが込められています。



横浜市議員

竹内やすひろ (たけうちやすひろ)

神奈川県政務調査事務所

横浜市神奈川区大口通り127-16コスガビル1F

TEL : 045-716-6822 FAX : 045-716-6823

ホームページ <http://takeuchi.180r.com>

E-mail mail@takeuchi.180r.com



政策・総務・財政委員会

大都市行財政制度特別委員会 副委員長

公明党横浜市議員団 団長

公明党神奈川県本部 幹事長代理

公明党神奈川支部 支部長

防災士

公式ホームページ

<http://takeuchi.180r.com>



竹内やすひろ
facebook

指定都市行財政問題懇談会

大都市の行財政問題について、公明党の国会議員と市会議員が意見を交わす「指定都市行財政問題懇談会」が衆議院第二議員会館において開催されました。

この懇談会は、指定都市市長会における税財政関係特別委員長会議において、党派ごとに要望活動を行うことが決定された事を受けて開催されたものです。山口那津男代表、石井啓一幹事長、竹内譲政調会長等の国会議員と20政令市の議員の代表が集い開催されました。

横浜市の要望としては、「特別自治市」の早期実現です。過日11月1日に大阪で住民投票が行われるなど、今後、大都市制度の議論が盛んになるこの機会に、国における大都市制度改革の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の

法制化に取り組んでいくことを要望。さらに、横浜市民の安全・安心の確保、日本経済の成長につながる地域経済の活性化が求められている現在、大都市の権限強化は喫緊の課題であり、指定都市への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを一層推進していく必要があります。指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されていますが、それに必要な財源について、税制上の措置が不十分であり、臨時財政対策債を含めた地方交付税や地方税などの一般財源によって対応せざるを得ない状況です。事務・権限の移譲にあたっては、地方分権改革の趣旨に基づき、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。特段の配慮がなされるよう要望しました。

指定と都市とは

日本では、792（平成30年10月1日現在）の市がありますが、指定都市は道府県と同等の行財政能力などを有していることが求められており、現在、概ね人口70万人以上の20の都市が政令による指定を受けており、その居住人口は全人口の約2割を占めています。平成30年4月現在の指定都市は、北から、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20市です。

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の

一途をたどっているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務に対する財政需要がありますが、これらの財政需要に対する税制・財政上の十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税導入の影響により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、近年全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組や、防災・減災対策の一層の推進に加え、新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活や地域経済を守るためにも多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

『特別自治市』を目指して

現行の指定都市制度は50年以上前に暫定的に創設された制度です。全国の約2割もの人口が集中し、我が国を代表する大都市が、世界的な都市間競争や今後の人口減少社会に対応するため、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引するエンジンとなるには不十分な制度です。

自立した基礎自治体への権限移譲の先行事例となるよう、大都市が地域特性や実情にあわせ、広域自治体や周辺自治体と多様な連携を行いながら、創意工夫と責任に基づく自立的な都市経

営を行うために、あるべき大都市制度の一つの姿として、二層制の自治構造を廃止し、大都市が、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う新たな大都市制度「特別自治市」の創設が必要です。横浜市が目指す「特別自治市」とは、県を分割して新しい県を作るのではなく、横浜市域において県が実施している事務と横浜市が実施している事務を統合し、横浜市域内の行政サービスを一元的に担うこととして、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようになります。